

株主総会における動議への対応

1 はじめに

株主総会における株主の提案で、審議・採決の対象となるものを「動議」といいます。動議のうち、総会の議題や議案に関するものを「実質的動議」といい、その内容から「修正動議」とも呼ばれます。修正動議は、議案提出権（会社法 304 条）に根拠を持つので、原則として総会で取り上げて審議・採決しなければならず（これを「付議」といいます）、適法な修正動議を無視して進められた総会の決議には、取消事由があるものと考えられます（会社法 831 条 1 項 1 号）（決議方法の著しい不公正、大阪地判昭和 49 年 3 月 28 日判時 739 号 20 頁。福岡真之介＝山田慎吾編著「株主総会の実務相談」282 頁〔2012 年、商事法務〕は、法令違反とする）。

総会運営・議事進行に関する動議は、「手続的動議」といわれます。手続的動議には、必ず総会に付議しなければならない必要的動議と、議長の裁量で付議される裁量的動議があり、必要的動議を付議せず進められた総会の決議には、やはり取消事由があるものとされています。

総会決議に取消事由がある場合、会社は、決議の日から 3 か月間、決議取消訴訟を提起されるリスクにさらされます。そのため、株主総会実務においては、動議に対する対応の方法等が盛んに研究の対象とされ、今日までに一定のノウハウが蓄積されています。

2 修正動議への対応①（基本的な考え方）

修正動議については、欠席株主に議決権行使の機会が保障されないため、招集通知の内容等から合理的に予測できる範囲のものに限り許容されると考えられます。例えば、実質的に議題を追加する提案、議案の内容を拡大する提案、株主に不利益な提案は、招集通知の内容等から合理的に予測できず、許容されない動議と考えられています。

現段階で、一般的に付議が必要な修正動議とされているのは、例えば次のようなものです。

- 剰余金配当議案に対する増減額提案
- 役員選任議案に対する候補者の変更提案
- 役員報酬議案に対する減額提案

- 定款変更議案に対する一部据え置き提案

反対に、招集通知の内容等から合理的に予測できず、許容されない動議と考えられているのは、次のようなものです。

- × 役員選任議案に対する候補者の削除提案
- × 役員選任議案に対する役員選任数の増員提案
- × 役員報酬議案に対する増額提案
- × 定款変更議案に対する追加的変更提案

このように、修正動議の適法性ないし許容性については、現在一定の基準が共有されています。しかし、一部反対説もあって絶対的な基準とはいえませんし、中には議場で判断するのが難しい微妙な動議も存在します。そこで、実務上は、不相当であることが明らかな場合を除いてひとまず審議の対象として取り扱い、反対多数をもって否決することで対処する例が多いようです。

3 修正動議への対応②（具体的な手続）

修正動議が提出された場合の採決の順序、方法については、(A)修正案を先に採決しなければならないとする説（並木俊守「株主総会実務ハンドブック」567 頁、1986 年、中央経済社）、(B)原案を先に採決できるとする説が存在します。現在は(B)が多数説とされていますが（商事法務編「株主総会ハンドブック第 2 版」382 頁、2012 年、商事法務）、(B)の中でもさらに見解が分かれており、(B-2)原案・修正案を一括審議した場合には原案から採決できるとする見解も有力です（東京弁護士会会社法部「新株主総会ガイドライン」266 頁、2007 年、商事法務）。

そこで、実務上は、慎重を期して、修正案の採決を原案採決時まで預かることにつき議場の承認を受けてから、まず原案・修正案を一括審議し、採決時、原案から採決することにつき議場の承認を得て原案を先に採決する運用があり、この対応を推奨します。裁判例でも、原案先議につき議場に諮ってその承認を得ているから議事運営上何ら問題ないとしたものがあり（仙台地判平成 5 年 3 月 24 日資料版商事法務 109 号 64 頁）、現段階ではこのような対応が安全といえるでしょう。原案が可決された場合は、両立しない修正案は否決さ

れたものとして取り扱います。

4 修正動議への対応③（議決権行使書面・委任状）

原案賛成の議決権行使書面は修正案に反対として取り扱い、原案反対の議決権行使書面は棄権として取り扱うのが通常です。白紙委任状については、代理人に一任されたものと解釈されています。

5 修正動議への対応④（若干の問題）

本来許容されない修正動議を誤って議場に諮り、これが承認・可決されてしまった場合、具体的事情によっては、欠席株主との関係で決議取消事由を生じることがあります（取締役会設置会社につき、会社法 309 条 5 項等。なお、取締役会非設置会社につき、江頭憲治郎「株式会社法第 4 版」333 頁注 (1) [2012 年, 有斐閣] 参照）。実務上は、反対多数で修正動議が否決されることがほとんどですので、この問題が顕在化することはまずありませんが、形式上とはいえ動議を総会に付議する以上、このようなリスクがあることは念頭に置いておきましょう。

6 手続的動議への対応

手続的動議としては、①株主総会提出資料等の調査をする者の選任(会社法 316 条 1 項)、②延期・続行(会社法 317 条)、③会計監査人の出席要求(会社法 398 条 2 項)、④議長不信任、⑤休憩、⑥審議順序の変更、⑦質疑打切等が考えられます。

これらのうち、会社法に根拠がある①～③と、性質上議長の裁量を認めるのが不適當な④などは、必要的動議にあたりとされています。

反対に、⑤～⑦などは、裁量的動議と考えられています。裁量的動議であっても、実務上は、円滑な議事運営のため、明らかに合理的理由がないものを除いていったん議場に諮る例が多いようです。具体的手順としては、議長が株主提案に反対する動議を提出し、議長提案を先に可決させることで株主の提案を否決する取扱いなどが行われています（参照、福岡地判平成 3 年 5 月 14 日判時 1392 号 126 頁）。

なお、総会運営・議事進行が適法であるか否かは客観的に定まる面があり、議場の承認があるか

らとって瑕疵が全部治癒するわけではありません。したがって、仮に進行につき議場の承認があるとしても、強引な議事進行は決議取消事由となる可能性がありますので、注意を要します。

7 明らかに不適法な動議への対応

会社法上、株主に議案提出権が認められないものとして、①当該株主が議決権を行使することができない事項についての動議（会社法 304 条本文括弧書）、②法令・定款に違反する動議（会社法 304 条但書）、③実質的に同一の議案につき過去 3 年内の株主総会で総株主の議決権の 10 分の 1 の賛成を得られなかった動議（会社法 304 条但書）などがあります。取締役会設置会社においては、招集通知に記載された目的事項以外の事項について審議をすることもできません（会社法 309 条 5 項）。

また、不適法な動議ではありませんが、原案の全部撤回を求める動議は、単なる原案反対の意思の表明であり、動議として取り扱う必要はないものと考えられています（東京弁護士会会社法部「新株主総会ガイドライン」269 頁、2007 年、商事法務）。

8 動議か否か不分明の場合

株主の発言の中には、動議というよりも、議案に対する反対意見や質問、議事進行に対する意見や会社への要望と理解するのが適切なものもあります。このような場合、発言の趣旨が正式な動議であるのか、意見・要望・質問であるのかを発言者に確認した上で、付議を検討します。

9 判断に迷ったときは

株主総会における動議への対応を誤れば、最終的に決議の効力を左右する大きな問題に発展します。議長が判断に迷ったときは、適宜休憩を入れたり、事務局、法務スタッフ、顧問弁護士等に意見を照会するなどして、慎重な対応を心がけましょう。

弁護士 馬場 陽
（愛知県弁護士会所属）